

令和3年度
大阪府路線バス・タクシー感染症対策
強化支援事業補助金
募集要項

申請期間：令和3年11月2日（火）～令和3年12月28日（火）
申請方法：オンライン申請「大阪府行政オンラインシステム」
及び郵送による申請

■補助金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、路線バス・タクシーに必要な備品及び設備を設置した事業者を対象として補助金を交付します。

| | |
|---------|---|
| 対象事業者 | 大阪府内に事務所又は営業所（以下、「事務所等」という。）を有する ・路線バス事業者 （ただし、大阪シティバス株式会社及び高槻市営バスを除く。） ・タクシー事業者（法人、個人） |
| 申請車両等 | 大阪府内の営業所に属する路線バス及びタクシーの車両 申請車両においてキャッシュレス化に資する設備を設置することに伴い、設備の設置が必要になる事務所等 ・定期観光バスは補助対象外となります。 |
| 対象備品・設備 | 1) <u>車両内において感染症の拡大を防止するための備品及び設備</u> 運転席と運転席以外の座席を隔離する仕切り、 サーモグラフィ、車両内抗菌処理、CO2モニター、 高性能空気清浄機、低オゾン発生装置、自動消毒液噴霧器 2) <u>キャッシュレス化に必要な設備</u> QRコードリーダー、バーコードリーダー、ICリーダー、 モニター、Wi-Fi等の設備一式 |
| 対象期間 | 令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）まで |
| 補助金額 | 対象備品及び設備の購入・設置にかかる費用（税抜） ただし、バスは上限20万円/台、タクシーは上限4万円/台 |

1. 補助対象事業者について

- ・ 路線バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる事業者とする。

ただし、大阪シティバス株式会社及び高槻市営バスを除く。

- ・ タクシー事業者（法人、個人）

道路運送法（同上）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいる事業者とする。

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※下記に該当する事業者も対象外です。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ・ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

2. 対象期間について

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）まで

※上記期間に購入から申請車両等への設置（支払いまで）を完了した備品及び設備が対象になります。

| ～R3. 3. 31 | R3. 4. 1～R4. 2. 28 | R4. 3. 1～ |
|--------------------|---|--------------------------|
| <p>(購入) → (設置)</p> | <p>(設置) × 対象外</p> <p>(購入) → (設置) ○ 対象</p> | <p>(購入) → (設置) × 対象外</p> |

3. 補助金額について

対象備品及び設備の購入・設置にかかる費用（税抜）

ただし、バスは上限20万円/台、タクシーは上限4万円/台

※設置にかかる費用については、事業主、従業員が自ら設置した場合の経費（人件費等）は補助対象外です。

※国、府または市町村が実施する他の補助制度の対象となった経費は対象外です。

※キャッシュレス化に必要な設備の運用にかかる費用（通信費等）は対象外です。

※ポイント等での支払い分は対象外ですので、ポイント利用額は差し引いてください。

4. 申請の流れについて

・ 申請は、事業者毎に行ってください。（1事業者1回限り）

複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。

・ 申請時点で設置（支払いまで）が完了している「既実施分」と、申請時点で設置（支払いまで）が完了していない「未実施分」で申請の流れが異なります。申請時点ですべての設備等の設置（支払いまで）が完了していない場合は「未実施分」として手続きを行ってください。

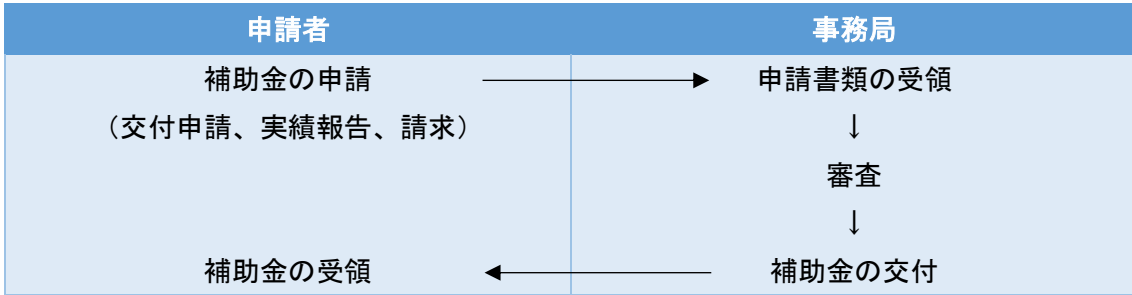
・ 原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。

郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

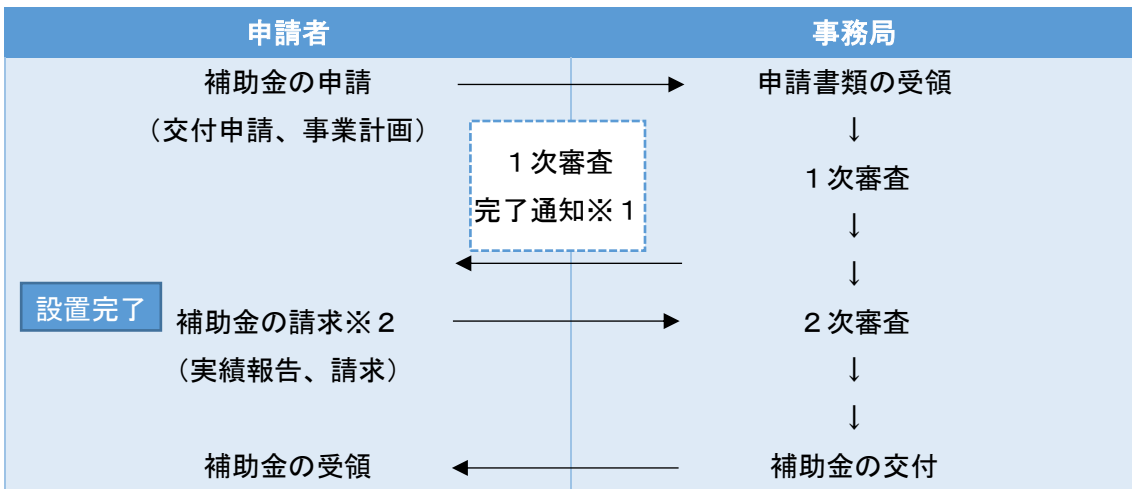
・ オンラインで申請いただくと、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

<既実施分>令和3年4月1日から申請日までに設置（支払いまで）が完了しているもの



<未実施分>令和4年2月28日までに完了予定のもので、申請日に設置（支払いまで）が完了していないもの



※1 郵送による申請の場合は、希望者にだけ1次審査完了通知を行います。

※2 補助金の請求は、設置（支払いまで）完了後30日以内または令和4年3月10日（木）のどちらか早い方の期日までに完了してください。

5. 申請手続きについて

(1) 申請方法

- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

【1】 オンライン申請

こちら「オンライン申請」の入力手順を参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/42130/00000000/onlinetejun.pdf>

【2】 郵送による申請

別表の申請時の書類をすべて揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 バスタクシー補助金審査チーム

【注意】

- ・必ずレターパックライト（郵便物の追跡ができます）で郵送してください。
- ・郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・令和3年11月現在、レターパックライトは370円です。料金不足となった場合は返送することになりますので、ご注意ください。
- ・締切日当日消印有効といたします。

(2) 申請内容

【1】既実施

①補助金の申請（交付申請、実績報告、請求）

申請期間：令和3年11月2日（火）～令和3年12月28日（火）

必要書類（詳細は別表を参照してください）

◇補助金交付申請書（様式第1号）、誓約・同意書（様式第3号）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇補助事業実績報告書兼請求書（様式第2号）

- ・オンライン申請で申請車両が1台の場合はシステム入力となります。オンライン申請で申請車両が2台以上の場合は事前に作成いただいた様式第2号を添付してください。
- ・郵送申請の場合はご準備願います。

◇暴力団等審査情報（様式第4号）

- ・法人の場合のみ必要。

◇本人確認書類の写し（申請者のもの。個人の場合のみ必要）

◇振込先確認書類の写し（通帳の写しなど）

◇申請車両の車検証の写し（すべての申請車両）

◇写真①申請車両の外観写真、写真②備品、設備の写真等、写真③備品、設備の設置状況写真（すべての申請車両毎に）

- ・ナンバープレートが入った申請車両の外観写真
- ・購入した備品、設備の内容が分かる写真等
- ・購入した備品、設備が設置されていることが分かる写真
- ・郵送申請の場合は、それぞれ様式第5-1号、第5-2号、第5-3号の台紙に写真を添付してください。

◇領収書、レシート等のカラー写真

- ・領収書の写し等（支払額、支払日、品名、個数が確認できるもの）
- ・郵送申請の場合は、様式第6号の台紙に写真を添付してください。

②実績報告

補助事業実績報告書兼請求書（様式第2号）が実績報告を兼ねているので不要です。

【2】未実施

①補助金の申請（交付申請、事業計画）

申請期間：令和3年11月2日（火）～令和3年12月28日（火）

必要書類（詳細は別表を参照してください）

- ◇補助金交付申請書（様式第1号）、誓約・同意書（様式第3号）
 - ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。
- ◇暴力団等審査情報（様式第4号）
 - ・法人の場合のみ必要。
- ◇本人確認書類の写し（申請者のもの。法人の場合は不要）
- ◇振込先確認書類の写し（通帳の写しなど）
- ◇事業計画書（様式第7号）
 - ・オンライン申請で申請車両が1台の場合はシステム入力となります。オンライン申請で申請車両が2台以上の場合は事前に作成いただいた様式第7号を添付してください。
 - ・郵送申請の場合はご準備願います。
- ◇申請車両の車検証の写し（すべての申請車両）

②実績報告（請求）

申請期間：令和3年11月2日（火）～令和4年3月10日（木）

※令和4年2月28日（月）までに設置（支払いまで）を完了させ、完了後30日以内、もしくは令和4年3月10日（木）のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

必要書類（詳細は別表を参照してください）

- ◇補助事業実績報告書兼請求書（様式第2号）
 - ・オンライン申請で申請車両が1台の場合はシステム入力となります。オンライン申請で申請車両が2台以上の場合は事前に作成いただいた様式第2号を添付してください。
 - ・郵送申請の場合はご準備願います。
- ◇写真①申請車両の外観写真、写真②備品、設備の写真等、写真③備品、設備の設置状況写真（すべての申請車両毎に）
 - ・ナンバープレートが入った申請車両の外観写真
 - ・購入した備品、設備の内容が分かる写真等
 - ・備品、設備が設置されていることが分かる写真
 - ・郵送申請の場合は、それぞれ様式第5-1号、第5-2号、第5-3号の台紙に写真を添付してください。
- ◇領収書、レシート等のカラー写真
 - ・領収書の写し等（支払額、支払日、品名、個数が確認できるもの）

- ・ 郵送申請の場合は、様式第 6 号の台紙に写真を添付してください。

6. 交付申請時の注意事項について

<補助金額について>

- ・ 補助申請総額が予算上限額に達した場合には、交付額の調整を行います。

<未実施分の注意点>

- ・ 事業計画書（様式第 7 号）に記載した交付予定額の合計額を上限に、補助金の交付を行います。
- ・ 事業計画書（様式第 7 号）に記載した対策内容を変更する場合は連絡不要ですが、実績報告（請求）の際、補助対象外の備品や設備を申請された場合は補助金を交付できない場合があります。事業計画書に記載しなかったものを購入予定の場合、補助対象となるか確認したい場合は、こちらの FAQ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/42130/00000000/bustaxifaq.pdf>) をご覧いただくか、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 バスタクシー補助金審査チーム (bustaxi@gbox.pref.osaka.lg.jp)」までご連絡ください。
- ・ 1 次審査が完了した時点（申請日から 1 4 日以内を目途）で、1 次審査完了を通知するメールを送ります。ただし、郵送による申請の場合は、希望者にのみ通知を行います。

(通知メール案) 1 次審査が完了しましたのでお知らせします。事業完了後 3 0 日以内または令和 4 年 3 月 1 0 日（木）のどちらか早い期日までに実績報告をしてください。実績報告書受領後、2 次審査を行います。今回の通知で補助金の支給が決定したものではないので、ご注意ください。

<補助金の支払いについて>

- ・ 補助金の審査が完了したら、申請者の金融機関口座への振り込みをもって、交付を完了いたします。（通知は行いません）
- ・ 審査の結果、適正と認められなかった場合は、不交付決定通知を送付します。
- ・ 補助金額は車両毎に審査・算定しますが、交付は事業者毎に 1 回で行います。
- ・ 交付決定後、申請内容の不備等により振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。

<申請内容の不備、不明点について>

- ・ 軽微な誤りについては、大阪府が補正をすることがあります。

- ・システムによる申請の場合、申請内容に不備や不明点があった場合は、メールで通知を行いますので、定期的な確認をお願いします。
- ・府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

<情報の取り扱いについて>

- ・交付決定後、申請者の名称及び補助事業の内容を公表することがあります。
- ・入力いただいた情報、提出いただいた書類等に記載された情報は、本補助金の審査、交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- ・本補助金の審査、交付に関する事務のため、申請内容について下記のとおり関係機関への照会等を行うことがあります。
 - * 車検証等の申請書類について、所管官庁等への照会
 - * 税務情報として、補助金交付に関する情報の使用、
または、他の行政機関への情報提供
 - * 他の補助制度との重複に関する他の行政機関への情報提供や照会
 - * 大阪府暴力団排除条例第26条に基づいた、大阪府警察本部への情報提供

<申請の取下げ>

- ・申請後、補助金の交付決定(補助金の入金)までに申請を取り下げようとするときは、オンラインによる申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 バスタクシー補助金審査チーム」までメールにてご連絡ください。メールを送信いただきましたら、申請却下の処理をします。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 バスタクシー補助金審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金申請取下書(様式第9号)」をご提出ください。

<交付決定(補助金の入金)後の取り消しについて>

- ・交付決定後、本事業の要件を満たしていないことが分かったときは、オンラインによる申請をされた事業者は、速やかにシステムの「補助金交付要件欠如届出書」より届出を行ってください。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 バスタクシー補助金審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金交付要件欠如届出書」(様式第10号)をご提出ください。
- ・交付決定が取り消された場合、申請者は、交付された補助金を全額返還していただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
- ・交付決定後、本事業に関する立ち入り調査等を実施することがあります。
- ・大阪府の調査等により、申請内容に要件に該当しない事実や不正等が発覚した時、また、補助金の交付対象として申請のあった備品や設備について転売を行ったことが

- 判明したときは、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、交付された補助金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。
- ・偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

<納税手続きについて>

- ・本補助金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本補助金を交付された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、本補助金を含めた収入から経費を差し引きますので、補助金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

■本補助金の申請等に関するお問い合わせ先

(お電話が繋がらない可能性があります。できるだけメールでお問い合わせください)

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課

バスタクシー補助金審査チーム

メール：bustaxi@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話： 06-6944-6840

受付時間：平日の9時30分～17時30分（電話の場合）

※よくあるお問い合わせ（FAQ）を「大阪府路線バス・タクシー感染症対策強化支援事業」のホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukeikaku/bustaxihojo/index.html>

検索キーワード：大阪府路線バス・タクシー感染症対策強化支援事業

別表 申請に必要な書類

| | 既実施 | 未実施 | |
|--|-----|-----|-----|
| | | 申請時 | 請求時 |
| <p>■補助金交付申請書（様式第1号） ※オンライン申請の場合はシステム入力項目のため、本様式を作成いただく必要はありません。</p> | ○ | ○ | |
| <p>■補助事業実績報告書兼請求書（様式第2号）</p> | ○ | | ○ |
| <p>○オンライン申請で申請車両が1台の場合はシステム入力となります。オンライン申請で申請車両が2台以上の場合は事前に作成いただいた様式第2号を添付してください。 ○郵送申請の場合は申請車両台数に関わらず必要です。</p> | | | |
| <p>■誓約・同意書（様式第3号） ※オンライン申請の場合はシステム入力項目のため、本様式を作成いただく必要はありません。</p> | ○ | ○ | |
| <p>■暴力団等審査情報（様式第4号）</p> | ○ | ○ | |
| <p>○法人の場合のみ必要。役員全員の情報を入力してください。 ○個人事業主の場合、申請者情報をもって審査しますので、様式第4号は不要です。</p> | | | |
| <p>■本人確認書類の写し</p> | ○ | ○ | |
| <p>○個人の場合のみ必要。 ○氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写し（写真でも可）を提出してください。有効期限内のものに限ります。 例：運転免許証（表・裏/日本国発行限定）、運転免許経歴証明書、パスポート（顔写真掲載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）、各種健康保険証（表・裏/現住所地の記載のあるもの/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください）、特別永住者証明書・在留カード（表・裏）外国人登録証明書（表・裏/在留資格が特別永住者のもの限定）、写真がある住民基本台帳カード（表面）、マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください）</p> | | | |
| <p>■振込先確認書類の写し</p> | ○ | ○ | |
| <p>○オンライン申請の場合はシステム入力した口</p> | | | |

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| | <p>座、郵送申請の場合は補助金交付申請書（様式第1号）記載の口座のものを提出してください。</p> <p>・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できる通帳の写し等（写真でも可）。 例：通帳がない場合、当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類の写し（写真でも可）（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面（振込先の口座情報が確認できるお客様画面のスクリーンショット等）</p> | | | |
| <p>■車検証の写し</p> | | ○ | ○ | |
| | <p>○すべての申請車両の車検証の写し（写真でも可）を提出してください。</p> | | | |
| <p>■写真①申請車両の外観写真（様式第5-1号） ※オンライン申請の場合は写真データのままアップロードしていただけるので、本様式を作成いただく必要はありません。</p> | | ○ | | ○ |
| | <p>○すべての申請車両の写真を提出してください。 ○ナンバープレートを確認できるように撮影してください。</p> | | | |
| <p>■写真②備品、設備の写真等（様式第5-2号） ※オンライン申請の場合は写真データのままアップロードしていただけるので、本様式を作成いただく必要はありません。</p> | | ○ | | ○ |
| | <p>○本体の写真だけでは領収書に記載している製品名・品番が確認できない場合は、箱の写真やカタログ、製品説明書等も添付してください。 ○既実施分は備品等の箱の写真やカタログ、製品説明書等を添付してください。 ○購入した備品、設備の種類ごとに写真等を添付してください。</p> | | | |
| <p>■写真③備品、設備の設置状況写真（様式第5-3号） ※オンライン申請の場合は写真データのままアップロードしていただけるので、本様式を作成いただく必要はありません。</p> | | ○ | | ○ |
| | <p>○備品、設備が車両に設置されていることが分かる写真を、すべての申請車両分について提出してください。キャッシュレス化に必要な設備で、車両以外の施設に設置する設備も同様です。</p> | | | |

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| | ○備品、設備に製品名・品番が記載されているものは、できるだけ製品名・品番を確認ができる写真を添付してください。 | | | |
| | ■領収書、レシート等のカラー写真（様式第6号） ※オンライン申請の場合は写真データのままアップロードしていただけるので、本様式を作成いただく必要はありません。 | ○ | | ○ |
| | ○領収書、レシート等が複数にわたる場合は、領収書、レシート等に番号をふり、補助事業実績報告書兼請求書（様式第2号）のG列に該当する領収書番号を記載してください。 ○インターネット等で購入された備品については、購入履歴のスクリーンショット等、購入の明細と支払い事実、日付が確認できるものを提出してください。 | | | |
| | ■事業計画書（様式第7号） | | ○ | |
| | ○オンライン申請で申請車両が1台の場合はシステム入力となります。オンライン申請で申請車両が2台以上の場合は事前に作成いただいた様式第7号を添付してください。 ○郵送申請の場合は申請車両台数に関わらず必要です。 | | | |

注) このほか、審査において交付要件を確認する必要がある場合に、大阪府から申請書類等の追加提出を依頼することがあります。